

入札参加停止措置について

業者名 (所在地)	・五洋建設(株)：東京都文京区後楽二丁目2-8
停止期間	令和5年2月6日～同年3月5日
停止措置の理由	同社の従業員は、新名神高速道路大津ジャンクション東工事において、作業員が令和3年7月9日に高所作業車から転落し負傷したことについて、所轄の大津労働基準監督署長に遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなければならないところ、令和3年8月19日に至るまで提出しなかったとして、労働安全衛生法違反により令和4年12月22日付けで大津簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
措置要件	舞鶴市入札参加停止に関する要綱別表第2「贈賄、不正行為等に基づく停止基準(9 代表役員等、一般役員等又は使用人が、別表第1又は1の項から8の項までに掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。(3) 関係法令に重大な違反をしたとき。イ 府内工事等又は府外工事等における違反 1月」に該当。

【お問い合わせ先】

契約課：☎0773-66-1065、FAX0773-62-9894
E-mail: keiyaku@city.maizuru.lg.jp